

# 地研通信

発行人 尾崎 正利  
 編集人 南 有哲  
 発行所 三重短期大学地域問題  
 総合調査研究室  
 津市一身田中野157番地  
 〒514-0112 TEL(059)232-2341  
 題字 岡本祐次元学長

## 2002年地域問題総合調査研究室研究員

(研究期間 2002年4月～2003年3月)

### 個人研究

- 尾崎正利 「移住労働者の国際的保護 - 二国間条約の機能の検証 - 」  
 東福寺一郎 「心理学と生涯学習」  
 水谷 勇 「少子化時代における保育と育児支援のあり方について(継続)」  
 森岡 洋 「産業連関表による三重県の環境分析(継続)」  
 南 有哲 「戦前期三重県民の対米移民について」  
 疋田敬志 「環境の総合的研究(継続)」  
 茂木陽一 「近世・近代三重県域におけるマビキ慣行の研究」  
 岡本祐次 「三重県における中小企業の賃金実態と最低賃金(継続)」  
 秋永紀子 「三重県における女子学生の健康・栄養教育に関する研究」  
 岩田俊二 「津市中心市街地のあり方に関する市民意識調査  
 - 地方中心都市の中心市街地活性化に関する研究(継続) - 」  
 丹羽啓子 「介護要望等事業の実施状況に関する研究 - 三重県内市町村における実態とともに - 」

### 奨励研究員

立石芳夫 「三重県における市町村合併の動向」

### 2002年度 地研事務局体制 (2002年4月1日現在)

室長	尾崎 正利	地研年報担当	地研事務局
事務局長	尾崎 正利	ホームページ担当	尾崎正利
会計担当	丹羽 啓子	法経科地研運営委員	南 有哲
図書担当	立石 芳夫	生活科学科地研運営委員	冬木春子
地研通信担当	南 有哲	事務局・助手	松本 環

## 【研究概要】

### 個人研究

研究者名	研究課題	研究概要
尾崎正利	移住労働者の国際的保護 - 二国間条約の機能の 検証 -	ILO及びOECDの研究成果及び研究の変遷を前提として、移住労働力流入をコントロールし、受入国における労働市場規制並びに定住化傾向への保護について、二国間条約の機能を検証するとともに、日伯間における政府間協力のあり方について検討する。

東福寺 一郎	心理学と生涯学習	発達心理学・学習心理学・社会心理学等、心理学的立場から生涯学習を扱った研究のレビューを行う。文献収集を前半に、その分析と執筆を後半に行う予定。
水谷 勇	少子化時代における保育と育児支援のあり方について (継続)	名古屋市中村区において育児の実態とどのような育児支援を求めるかのニーズ把握を行い、新エンゼルプラン下における保育・育児支援行政のあり方を検討する。
森岡 洋	産業連関表による三重県の分析 (継続)	経済活動により、二酸化炭素など公害となる物質が発生する。現在の産業連関表の理論により、経済活動と環境の関係を分析する
南 有哲	戦前期三重県民の対米移民について	一昨年入手した文献『サンピドロ同胞発展録』(竹内幸助 - 志摩町片田地区出身-)の検討を中心に、ロサンゼルス近辺に展開し活動した本県出身移民の姿を明らかにする。
疋田敬志	環境の総合的研究 (継続)	・ 部疋田ゼミ生とここ数年続けてきた環境(水と環境、生活環境保全条例、廃棄物行政など)の調査研究を集大成したい。 本年度こそ、研究をまとめ、論文発表したい。
茂木陽一	近世・近代三重県域におけるマビキ慣行の研究	地研年報第7号において発表した「近代伊賀地域におけるマビキ慣行について」では、平成14年と昭和11年の墮胎摘発事件をもとに、主として名賀郡地域のマビキ慣行を分析した。それをさらに拡げて、阿山郡地域、志摩地域の事例を分析するとともに、1894年前後における強化取締の状況について考察する。
岡本祐次	三重県における中小企業賃金実態と最低賃金 (継続)	三重県内の中小企業(とりわけ零細企業)の賃金実態を調査・分析して、地域別ないし産業別最低賃金が、どのようにリンクしているかを引き続き検討する。
秋永紀子	三重県における女子学生の健康・栄養教育に関する研究	三重県の女子学生のライフスタイルおよび栄養状態を客観化するための栄養摂取状況の把握、身体状況については栄養アセスメントによる個人の栄養状態を客観的に分析して検討する。今回は、安静代謝量の測定を行い、基礎代謝量の低下要因について女子大生などの実態を文献値などと比較検討し、望ましい代謝量を設定する。
岩田俊二	津市中心市街地のあり方に関する市民意識調査 - 地方中心都市の中心市街地活性化に関する研究 (継続) - 」	中心市街地の現状に関する評価や今後のあり方についての中心市街地内住民、近郊集落住民、近郊住宅団地住民の意向をアンケート調査する。
丹羽啓子	介護予防等事業の実施に関する研究 - 三重県内市町村における実態をもとに -	昨年度の研究テーマである「高齢者保健福祉施策をめぐる現状に関する研究 - 介護保険対象外の高齢者への対策 - 」を継続する形で、今年度については左記のテーマで研究を行っていく。 昨年度の研究では、高齢者福祉をめぐる政策動向を整理し、中でも介護保険対象外の人々に対する施策として近年注目されている「介護予防等事業」についてとりあげた。介護予防等事業については、どのようなサービスメニューとして実施していくか等については各市町村に任せられている。そうした介護予防等事業についての概要および三重県健康福祉部で把握している現状について、整理してきた。 今年度については、昨年度の研究に基づき、県内市町村

		<p>における介護予防等事業の実施状況について調査し、各市町村においてどのような事業が取り組まれているかを明らかにしていきたい。この事を通じて、市町村の地域特性に基づいたより効果的な介護予防等事業のあり方について考えていく予定である。なお、研究方法としては、県内市町村の地域特性および高齢者保健福祉の実施状況を知るために、各種の統計資料および各市町村における保健福祉関連資料をもとに明らかにしていく。また、特色ある事業を実施している市町村については、関係機関への聞き取り調査を行い、より詳細な実態把握に努める。</p>
--	--	---

### 奨励研究員

研究者名	研究課題	研究概要
立石芳夫	三重県における市町村合併の動向	<p>今日全国で展開している市長村合併は、小泉内閣の「構造改革」における地方制度改革の一大戦略として位置づけられている。三重県においても合併重点支援地域の指定をはじめ、任意合併協議会を設立している自治体が一定数に及ぶなど、合併の推進に向けて着実な準備が進められている。</p> <p>本研究では、こうした三重県の各地域における市町村合併の動向を時系列的にフォローするとともに、合併の過程にコミットしてくる国＝総務省をはじめ、県、市町村、首長、市町村議会、地元経済界、住民とその運動団体など、各政治アクターの地域戦略を分析していくことを主たる課題として設定していく。とりわけ、合併に向けて円滑に準備が進んでいる地域とそうでない地域との違い、主たる推進勢力やその連合形式の違いなど、調査研究を通じて、県内の各地域における合併のプロセスの差違が浮かび上がってくるものと考えられる。さらに、合併問題で常に争点となるメリット、デメリットの問題にちなんで、各市町村が財政をはじめ各行政領域ごとにどのような算定作業を行っているのか、資料収集に努めるとともに、その評価作業を行っていきたいと考えている。</p> <p>以上、三重県における市町村合併の動向を分析した上で、地方制度改革としての市町村合併そのものに対して、一定の理論的・経験的知見が提示できるものと思われる。</p> <p>また、研究対象地域については、基本的に県内全体の動向を視野に収めつつも、研究期間の制約などを考慮して、津市を中心とする中勢地域、合併重点支援地域にも指定されている志摩市域など、ひとつもしくは複数の、特定の地域を重点化した研究方法を採用することになる。</p>

# 日系ブラジル人労働者問題の新たなあゆみ

サンパウロ大学法学部、日本＝ブラジル比較法学会主催「日伯比較法及び在日ブラジル人就労者に関する国際シンポジウム」に参加して

尾崎正利

日系ブラジル人の日本における就労やその家族を取り巻く社会的環境問題については、これまでのところ、日本、ブラジルそれぞれにおいて組織的な交流が行われないうちに10数年間を経過してしまっただけでなく、その間に、日本に滞在した後帰国し現在ブラジルで生活している約140,000人、日本に滞在している約265,000人、併せておおよそ400,000人を越える日系ブラジル人が抱える様々な問題について、その解決に向けた、効果的な施策を検討する機会を失ってしまった。このたび、日本側とブラジル側の研究者の掛け橋として尽力されてきた、法学博士、サンパウロ大学法学部教授、弁護士二宮正人氏及び日伯比較法学会理事長、法学博士、サンパウロ大学法学部教授、弁護士渡部和夫氏、その他関係者による関係方面への積極的な働きかけにより、両国の研究者が一堂に会して、日系ブラジル人の就労及び家族生活をめぐる諸側面について、真摯な討論を行うことがはじめて可能となった。筆者には、このシンポジウムにおいて、社会保障適用問題について報告を行う機会が与えられた。詳細については後に公刊される報告集（2003年3月刊行予定）に委ねることとして、日系ブラジル人就労問題研究にとって新たな時代を開いた、このシンポジウムの概要を記しておくことも意義があるかと思ひ、ここに紹介をすることとする（なお、ロンドリーナ州立大学開催分については、重複もあるので省くことにする）。

シンポジウムは、2002年8月25日（土曜日、於：ブルー・ツリー・ホテル）、報告者、関係者が一堂に会したディナー・パーティーで始まり、相互の交流が図られた（なお、ロンドリーナ州立大学におけるシンポジウムに参加される研究者も含む）。報告者は報告順に次の方々である。日本側からは、東京大学法学部教授垣内正人氏、千葉大学教授手塚和彰氏、慶応大学法学部教授池田真朗氏、川崎医療福祉大学教授大泉博子氏、そして筆者、法務省新潟少年学院首席専門官室橋剛氏、在日ラテン・アメリカ労働者の相互扶助・救済基金代表鈴木康之氏、慶応大学法学部教授西川理恵子氏、上智大学外国語学部堀坂浩太郎氏、東京大学法学部教授北村一郎氏、新潟大学法学部教授葛西康徳氏、新潟大学法学部教授大野幸夫氏であり、ブラジル

側からは、弁護士原田清、在浜松ブラジル市民評議会評議員石川悦夫氏、サンパウロ市ポルトガル慈善病院医師セルジオ・ブランコ氏、市立マリリア医科大学医学部長小松・ショウイチ・リカルド氏、在サンパウロ日本国総領事館顧問弁護士大原毅氏、サンパウロ大学法学部大学院博士課程田中・アウレリア・クリスティーン氏、サンパウロ州高等裁判所判事カエタノ・ラグラスタ・ネット氏、CIATE相談員、元在名古屋ブラジル領事館副領事佐々木・清・リカルド氏、弁護士、元サンパウロ州高等裁判所判事花田・ネルソン氏、サンパウロ大学法学部教授ワキュール・ロベス・リベイロ・ダ・シルヴァ氏、在ローマブラジル国副総領事マリア・エジレウザ・フォンテネレ・レイス氏、サンパウロ大学法学部教授マルクス・オリオネ・ゴンサルヴェス・コレリア氏、パラナ州科学技術総合センター顧問山中・イジドロ氏、CIATE評議員、元天理大学外国語学部客員教授吉岡黎明氏、心理学者中川郷子氏、元サンパウロ州少年福祉財団社会福祉士岡村・サカイ・ラウラ・ケイコ氏、ジャーナリスト、社会学者石井・アンジェロ氏、元カンピーナス州立大学教授川村・リリー氏、弁護士、サンパウロ大学法学部教授二宮正人氏、ブラジル出稼ぎ協会出稼ぎプロジェクトコーディネーター三池・キヨハル氏、CIATE評議員、精神科医中川・デシオ氏、「タダイマ」日系支援グループ会長島袋・レーダ氏、サンパウロ州高等裁判所判事巽・ジョージ氏、サンパウロ大学法学部教授イヴェッテ・セニーゼ・フェレイラ氏、サンパウロ大学法学部教授ニュートン・シルヴェイラ氏、ピタゴラス学園理事長エヴァンド・ネイヴァ氏、浜松・焼津ブラジル人学校長ベネディット・ヴィレラ・ガルシア氏、元ブラジル鉱山動力大臣植木・シゲアキ氏、サンパウロ大学経済学部教授池田昭博氏、ブラジル国外務省アジア太平洋局長藤田・エドモンド・ススム氏、サンパウロ人文科学研究所所長宮尾進氏、サンパウロ大学法学部教授、日伯比較法学会会長渡部和夫氏、ロンドリーナ州立大学法学部教授クラウディット・カルヴァーリョ・カネジン氏、ブラジル弁護士会パラナ支部長ジョゼ・イポーリト・ダ・シルヴァ・シャヴェイル氏、ロンドリーナ州立大学日本文化研究部長藤井

・エステーラ・オカバヤスキ氏、ロンドリーナ州立大学法学部私法学科長アジロアル・フランコ・ゼムネル氏、在クリティーバ日本国総領事館顧問弁護士石谷清氏、ロンドリーナ州立大学新聞学科教授ルイザ・ヤマシタ・デリベラドル氏、パラナ州元留学生会会長山下・ケンチョウ氏、ロンドリーナ州立大学法学部教授マルコ・アントニオ・ゴンサルヴェス・ヴァレ氏、マリンガ日本語モデル校校長安永修道氏、クリティーバ司法区連邦裁判官榊原・ズウデ氏、弁護士高原健太郎氏の陣容である。

8月26日(月曜日)午後5時から、サンパウロ大学法学部大講堂に於いて開会式が挙行され、エドアルド・マルキ(サンパウロ大学法学部長)氏、池田維(在ブラジル日本国大使)氏及びパウロ・レナト・デ・ソウザ(ブラジル国教育大臣、カルドゾ大統領代理)氏の挨拶があり、コーラス(日本の「赤トンボ」も唱われた)、休憩に引き続き記念講演が行われた。兵庫県教職員組合委員長、連合兵庫会長石井亮一氏が口火を切り、兵庫とブラジルの教職員の交流を日伯相互に実施してきた経験から、兵庫での取組として、進路にあわせた柔軟なカリキュラムを適用することを目的とする中高一貫6年制の実験校を来年度芦屋に作ることが決まったと語った(2クラス、進度は本人に合わせた可変を保障し、日伯バイリンガルとする)。続いて慶応大学法学部長森征一氏は、学術協定校の立場から、日伯相互の学術交流の必要性について話した。厚生労働省からは三沢孝審議員が話し、構内請負業に大半が就労する日系ブラジル人労働者の問題について、その業態を説明するとともに、現下の日本の経済状況から、移住者自身及び送り出し側に慎重な対応を求める内容であった。最後に、浜松市長北脇保之氏が話し、浜松宣言に至る経緯について、日系ブラジル人労働者による浜松産業への貢献を率直に認め、彼らが気持ちよく働けるような環境整備を図ることが行政としての責務と考えたとし、同様の問題を抱える集住都市と共同で政策提案をしていくために作成した、と話した。

翌27日からシンポジウム本体に入った。このシンポジウムの特徴として、午前中はブラジル側だけで報告・討議が行われ、同時通訳は付いていない。午後5時から日本側とブラジル側が一つのテーマで報告・討議を行うもので、これには同時通訳が入った。ブラジル側の午前の報告は、聞くところによると、昨年「出稼ぎ者の証言フォーラム」の開催、ラウンドテーブル方式による報告会と討議を何度も重ね、このシンポジウムがその最終報告の場となっていたようだ。私も参加し、周りにいる日本語の出来る人に概要を教

えて貰いながら何とか理解しようとしたが、結局細かいところまでは分からなかった。しかし比較的良好に聞いた「第一パネル：労働問題及び医療社会保障問題」では、日本で日系ブラジル人労働者が虐待されていること、医療も満足に受けられないこと、これらは差別的であり早急に改善が必要だとの趣旨であった。筆者もこの結論自体に反対するものではないが、しかしなぜそういう状態になっているのか、彼らが一般的に差別される存在なのか等、そうしたことに触れた報告は全くなく、事例の取り上げ方は、彼らが日本の病院で日系ブラジル人から聴取したものや、新聞等で取り上げられたものでしかなかった。

これに似た問題は午後のセッションでも見られた。「第一部：就労問題の司法的視点」において、例えば「派遣労働」という用語をめくり、日本側とブラジル側にその内容について齟齬があったように思われる。すなわちブラジル側に於いて、日本で云う「請負、下請」を派遣と訳し、日本で云う「派遣」をパート労働と理解している可能性がある(このことは「海外労働時報」のブラジル情報を提供している赤城数成氏とサンパウロ滞在中に話しているなかで判明した。彼自身もブラジル側の理解に立って表現している)。その原因の一つとして、日本における構内請負業の業態が、一般的に「派遣」と呼ばれていることにもあるだろうし、「派遣」=「ピンハネ」という図式がブラジル側に浸透していることにも大きな原因があるものと思われる。従って、池田教授が、構内請負で行っている製造ラインでの就労について、それを「派遣」禁止リストから外すことにより、労働者保護の適正化が図られる可能性がある、と提案したが、ブラジル側によく伝わらなかったのではないと思われる。しかし、日本人派遣労働者の抱える問題も、社会保険や労働保険への非加入、就労の不安定さ等が指摘され、日系ブラジル人労働者に一般的に見られる問題と同じである。以上のことは次のような分析視点を必要とするであろう。

すなわち、法システムが大幅に異なるブラジル労働法と日本労働法の比較に当たって、法概念及び法的用語の持つ意義を再検討すること、移住労働者である日系ブラジル人労働者に特有の問題と、日本における雇用システムに起因する一般的な問題とを明確に区別すること、が求められるように思われ、その双方の視点から移住労働者受入問題へのアプローチがなされる必要がある。

移住労働者である日系ブラジル人特有の問題として検討され得るものの一つとして、マリア・レイス副総領事の提案する年金通算協定の早期締結が、現実的な解決のように思われる。彼女は、ブラジルは現在、複数のヨーロッパ送り出し国との間に

こうした協定を締結していると話した。詳しく尋ねる時間がなく、詳細は分からないが、充分検討の余地がある。私の提案は、社会保険では年金通算協定の締結を、労働保険では厚生労働省と構内請負業者団体との連携の下に行う、受入企業に対して請負費用算定に保険料を含めるための方途及び啓発を促進すべき、とした（これについては時間が残り少なくなり、詳しく説明できなかった）。後者は日本における雇用システムに一般的な問題の解決を対象とするもので、その結果、移住労働者である日系人労働者の国内での雇用の促進とキャリアアップを図る基盤を提供することもできるであろう。

非行問題はブラジル側の関心が高い課題の一つであった。と云うのも日系ブラジル人はブラジルにおいて、非行事例が極めて少ないという特徴があったにも関わらず、日本での多さが関心と呼んだものと思われる。ブラジル側の事前のラウンドテーブル検討会議において、日本における日系ブラジル人未成年者に対する取扱のひどさが特に強調されていたが、これに対しては、室橋氏が自ら外国人非行少年を収容し、治療するシステム構築に関わった経験も含めて、その取扱の状況、限界等の問題について正確に報告した。報告によれば、収容者数の増加は1995年以降はっきりとした形で現れ、治療学習を円滑に行うために1998年から男子を久美浜施設（独立棟を設置し、日本人収容者と原則分離している）、女子を秦野施設に集中収容することになったこと、コミュニケーションをポルトガル語でとれるようにしたこと、ポルトガル語の書物を配置したり、在日本ブラジル国大使館と協力してシスターを派遣して貰い心のケアを図るなど、ブラジル人少年に対する特別な問題解決を行うことが可能になったこと等、特別に用意されたカリキュラムの下で社会復帰を目指している現状を説明した。しかし同時に、一般的に両親の訪問が少なく、収容中に帰国してしまった例もあること（退院の保証者として両親の元の雇用主になった例もあったという）、職業訓練が木工コースだけで、日本語能力を充分高めるのも困難で、また退院後は保護司（ポルトガル語でのコミュニケーションは期待できない）の管轄になるが、それ以降日本でどのように暮らしているのか、ブラジルに帰国したのかどうか追跡できない困難もある、と云った限界も指摘した。討論では、こうした少年については、ブラジル帰国後の教育、ケア体制をどのように保障するかが大きな問題であるとの指摘があった。

教育のセッションでは、不登校児の問題が焦点となった。これについては統計等がなく正確な数が分からないものの、相当数の人数が想定されるこ

とでは日本側、ブラジル側一致した。この原因について、両親側に、いずれはブラジルに帰るのだから、という理由から子供の教育に熱心ではない、と云ったブラジル側の原因も指摘されたが、このような現状認識に立って、例えば、それでは日本の公教育又はピタゴラス学園のようなブラジル教育をいかに保障するか、等について（少なくとも筆者の理解では）適切な提案は成されなかったように思われる。労働移動が頻繁に行われ、居住が不安定な日系ブラジル人家族は、いずれの教育を選択するにしても十分な教育を受ける機会を逸してしまう可能性が極めて強いからである。根本的には、両親の雇用の安定が必要なインフラ整備として意識されるべきである。

最後に、日本＝ブラジル間の司法共助システムの問題に触れておこう。司法システムのセッションは離婚裁判に問題を絞って行われた。ブラジル側の田中（現在東京大学大学院に留学中）氏は、とりわけブラジルに残された一方配偶者がブラジルで日本に滞在する他方配偶者に対して提起するケースについて、ブラジル側の管轄（ブラジルの国際離婚管轄は、被告の住所地、被告の本国がブラジルであるとき、婚姻締結地がブラジルであるとき、妻の住所がブラジルであるときに認められる。西谷裕子「わが国におけるブラジル人の離婚について」法学（東北大学）66巻3号注67による）を前提に、ブラジルでの離婚を勧めるべきと提案する。佐々木氏は、この場合に遭遇する送達問題（日本側の住所要件、呼び出し要件、7～8ヶ月を要する期間の長さ等）の解決として、新たな協定締結交渉を急ぐべきだとする。彼の報告によれば、2002年5月現在、発送された囑託調書1,500が係属中となっているとのことであった。日本＝ブラジル間の司法共助協定は、1940年9月30日に署名された（発効は11月1日）口上書による。これは第二次世界大戦中に効力を停止していたが、サンフランシスコ平和条約発効後1953年に再発効（大統領令30981号）したものである。道垣内氏は、韓国との例を挙げて、ブラジルがハーグ司法共助条約に加入することで問題の多くが解決する可能性を示唆した。しかしこの場合でも、ブラジル側が本国管轄を基にした判決は、今度は日本における外国判決承認という困難な問題に遭遇し、日本では本国管轄を承認する可能性は極めて少ないと予測される。さらに迅速性がより求められる扶養判決の執行問題など、解決が緊急に求められている問題はまだまだ多い。いずれにしても、航空機で24時間という日本から最も遠い地域に別れて住む夫婦にとって、厳しいシステムであることには変わりがないことは明記されるべきであろう。

8月29日午前のセッションをもって、サンパウロ大学でのシンポジウムは無事その幕を下ろした。シンポジウムは、最後のとりまとめとして、「サンパウロ宣言」(ロンドリーナ州立大学でのシンポジウムにおいてもこれが採択され、「サンパウロ・ロンドリーナ宣言」として公表されることになった。本報告書の最後に参考として、日本語版を全文掲載している。)を満場一致で採択した。なかでも注目されるのは、社会保険、労働保険の加入徹底のために使用者への強力な指導、年金通算協定の早期締結、公教育とブラジル学校への選択を実質的に可能とすること、特にブラジル学校への資金提供の必要性、不登校問題への対処としてビザ更新時におけるチェック、医療におけるコミュニケーションギャップを解消するために、ポルトガル語の使用できる病院の指定、メンタル

ヘルスの提供、非行問題への対処としてNPOによる入院中のサポート体制の確立、日本＝ブラジル支援団体間の協力体制の確立などがある。この宣言は、二宮氏によって早速日本、ブラジル政府に伝達された。

日系ブラジル人が日本において遭遇する様々な問題について、日本＝ブラジル両側による正確な状況認識の共有とそれに基づいた問題解決への具体的提案は、今ようやくこの宣言によって、その緒についたばかりである。筆者は、これが今後多くの関係者の参加を可能とし、大きな流れに成長しながら実効的な政策提案組織となることを期待するものであり、サンパウロ・ロンドリーナ宣言に関係したすべての参加者の期待でもあると確信している。

## [ 参考資料 ]

# サンパウロ・ロンドリーナ宣言

## < 前 文 >

伯日比較法学会は、5度に及ぶ円卓会議と「出稼ぎ者の証言フォーラム」を伴う数多くの準備会議を経て、今回2002年8月26日から29日にわたりサンパウロ州サンパウロ市において、次いで、同年8月29日から31日にわたってパラナ州ロンドリーナ市において「日伯比較法及び在日ブラジル人労働者に関する国際シンポジウム」を開催した。ここにおける参加者(日本側約25名を含む)は、在日ブラジル人労働者及びブラジル帰国者に関する主要な問題を掘り下げて議論した。

本シンポジウムにおいては日本で働くブラジル人労働者ならびにその家族に関して特別の配慮に値する問題として、特に労働問題、社会保障問題、家族法、子弟の教育、在日ブラジル人青少年の非行問題、出稼ぎ支援団体、出稼ぎ現象の将来、司法共助についての議論がなされた。

シンポジウムにおいて達したさまざまな結論のうち、参加者が是非とも明記しておきたいことは、直面しているさまざまな問題の存在にもかかわらず、日本人のブラジルへの移住とは正反対の流れを構成するブラジル人労働者の日本への移住の動きが、ブラジルと日本及び両国民間の100年の関係におけるもっとも意味深い現象であるという事実である。その移住の動きは、永久・持続的な性格を有しないとしても、さまざまな要因により、当初に想像されたよりも長期にわたるものになるという感触がますます強くなっている。現在、日本には約26万5,000人のブラジル人が居

住しており、また、公的機関の推定によれば、約14万人がすでに帰国しているため、15年をわずかに超える期間のうちに40万人を超えるブラジル人が移動したことになる。それらの移住者が、日本の文化的価値及び日本人に関し、より大きな理解を吸収・同化したであろうに相違ないことから、また、日本滞在中には、何らかの形で、ブラジル文化とブラジル人の在り方を披露したことから、ブラジル人の日本への移住は、より大きな相互理解、従って、両国民間の友好の絆の緊密化と強化をもたらした。

シンポジウム参加者は、議論された問題およびその解決策について、事項別に要約する次の結論に達した。以下、それらの結論を「サンパウロ・ロンドリーナ宣言」として発表した。

## 1. 労働問題

1. 労働者職業仲介会社を通じた外国人労働者の雇用形態が未だに支配的であり、そのことは、雇用の不安定、給与面での損失、社会保険ならびに労働保険による保護の欠如を招来している。
2. 原則的に、すべての雇入れの基本形態として、労務を必要としている最終事業主との間の直接雇用であることが望まれる。
3. 直接雇用が可能でない場合には、日本法規の次の如き改正が望まれる。
  - a) 労働者職業仲介会社の設立及び営業に

関するより厳格な基準の設定。

- b) 労働法及び社会保障上の権利に関する  
労務受入先事業主の補助的責任の設定。
- c) 所管当局による、労働者の労働法及び  
社会保障上の権利を守らない責任企業  
の実効的監督及び厳格な処罰。

## 2. 社会保障問題

1. 健康保険、年金保険、雇用保険、労災保  
険を含む、社会・労働保険によって保護さ  
れていない多数のブラジル人就業者の存在  
が確認されており、そのことは、日本にお  
いて病気や失業に見舞われたブラジル人  
就業者に無数の困難と苦境を惹起している。
2. そのほかに、一方では、雇用主による  
労働法規等の違反と、他方では、ブラジ  
ル人就業者側の、社会保険へ加入すること  
の根本的重要性に関する自覚の欠如が見受  
けられる。
3. 違反者に対する厳格な処罰を伴う、所  
管当局による実効的な監督が不可欠である。
4. 雇用関係の形成後、直ちに被用者の  
社会保険及び労働保険への自動加入制度  
の採用が望まれる。
5. 帰国した者の将来を保障する観点から  
、互惠の原則を尊重しつつ、在日ブラジ  
ル人就業者が納付した負担金の活用のため  
の両国間社会保障協定の締結が望まれる。
6. コミュニケーションがうまくいかない  
ことを理由としてブラジル人が直面して  
いる医療・病院における困難ならびにそれ  
が診断及び治療のミスに帰結する可能性  
を考慮した場合、精神衛生部門及び数か  
国語に通じる医療専門家を有する、各地  
域においてレフェレンスとなる病院の指  
定が望まれる。

## 3. 教育問題

1. 日本の教育制度への適応困難及びブラ  
ジル学校の数的不足から通学していない  
就学年齢層の数多くの青少年の存在が  
確認されており、その状態は、ブラジ  
ル社会への即時・直接的又は将来への  
影響を伴って、その青少年の権利のみ  
ならず、その社会的重大性により日本  
社会にも有害な影響を与えている。
2. 自国民であると外国人であるとを問  
わず、教育は人間の基本的権利である  
ことが広く認識されている。

3. 在日ブラジル人の場合には、次のこと  
が望まれる。

- a) ブラジルに将来帰国することを望む  
層に対しては、ブラジルと日本の教育  
制度のいずれかを選択する自由を認  
めることが必要である。
- b) また、ブラジル教育へのアクセス  
普遍化の原則を保障する必要があり、  
そのためには、資金の供与又は奨学  
金の付与、日本の学校の余剰空間の  
活用、協同組合の結成、組織体を通  
じたコミュニティーの参加などによ  
る教育コスト軽減措置が要求される。
- c) 日本の教育制度であるとブラジルの  
それであるとを問わず、子に正規の  
教育を授ける親の義務を実効的にす  
る観点から、例えば、査証更新時  
における教育義務履行の証明又は外  
国人登録証明書書換え時における同  
義務履行の調査を義務付けるなど、  
監督メカニズム採用のための両国  
間協定の締結が望まれる。

4. 他方、ブラジルに帰国し、勉学を再開  
した学生・生徒については、適応、文  
化ショック、ポルトガル語補強の必要  
性など、それらの青少年が必要とする  
支援を提供するプログラムを緊急に  
策定することが要請される。

## 4. 家族法及び司法共助

1. ブラジル人就業者及びその家族は、  
日本において、日伯間の法律の相違  
から、婚姻手続、夫婦財産制、扶養  
料、婚姻の解消、子の国籍など、  
家族法及びそれに類似する分野の  
さまざまな問題に直面している。
2. それらの問題の多くが解決可能  
であることから、次のことが望ま  
れる。
  - a) 行政又は司法措置の採用。
  - b) 二国間協力協定の締結。
  - c) 既存の多国間協定の批准。

## 5. ブラジル人青少年の間の非行問題

1. 在日ブラジル人子弟の間における  
青少年非行事件の増加は憂慮すべき  
問題である。両親は、この現象の  
重大性を自覚する必要がある。その  
原因は複合的なものであるが、理  
由として、家族の分解や学校から  
の逃避、社会的統合及び新しい環  
境への適応を困難

にする日本語の理解力不足などを指摘することができる。

- 日本の矯正施設におけるブラジル人青少年の素行の評価及び回復の過程において、適切な通訳役務と、より実効的な家族の支えが必要不可欠であることは言うまでもないが、その社会復帰のために同様に必要な地域コミュニティ組織の断固たる支援の不足が観察される。

#### 6. 在日ブラジル人就労者及びブラジル帰国者への支援団体

- シンポジウム参加者は、それらの支援団体が、公的機関による必要な措置及び解決の不在又は不足を補って、在日ブラジル人就労者及びブラジル帰国者の必要性、困難及び課題に関する情報、指導及び救援において果たしている役割の重要性を認識す

る。

- それらの支援団体の活動が、両国の政府、企業、その他非政府組織のより大きな認識と支援の対象になることを切望するとともに、当該活動の不必要な重複を避け、かつ、その重要な活動が潜在力を最大限に発揮できるように、それらの活動のコーディネーションを図ることが望まれる。

#### 7. 浜松宣言

他方、参加者は、もっとも多くの外国人労働者を受け入れている、日本の13の都市の住民によって2001年10月に発表された浜松宣言の内容に全面的に同意することを宣言する。

サンパウロ、2002年8月26日  
ロンドリーナ、2002年8月31日

### 【受入図書一覧】

本研究室で平成14年1月以降に受け入れた図書は次の通りです。

書名	筆者名
わが国における保育の課題と展望	日本保育学会
保育原理 第5版	待井和江
幼稚園が変わる 保育所が変わる	森田明美
外国人の子どもの保育	大場幸夫 他
仕事と家族と幸福感	エリカ・ハーグ・イオマンニラ
日本子ども資料年鑑 2002	日本子ども家庭総合研究所
社会調査の公開データ	佐藤博樹 他
社会調査の実際	島崎哲彦
ライフコースの社会学	J・A・クローゼン
日本農村の女性たち	光岡浩二
家族・福祉社会学の現在	鈴木 広
現代日本家族論	飯田哲也
家族時間と産業時間	タマラ・K・ハルブソン
日本の社会政策とジェンダー	塩田咲子
貧困と家族崩壊	鎌田とし子
現代の経済・社会とジェンダー 第2巻 労働とジェンダー	竹中恵美子
” 第3巻 日本社会とジェンダー	三宅義子
” 第5巻 経済のグローバル化とジェンダー	伊豫谷登士翁
日本<子どもの歴史>叢書10	林 俊一 他
” 叢書12	高田十郎 他
” 叢書21	丸山侃堂・今村南史 他
” 叢書23	社会事業研究所 他
21世紀に何を食べるか	葛西奈津子 他
日本に農業は生き残れるか	田代洋一
文部科学白書 平成13年度	文部科学省

平成13年版 警察白書	警察庁
図説 高齢者白書 2001年版	三浦文夫
文部科学統計要覧 平成14年版	文部科学省
地域経済レポート 2001	内閣府政策統括官
平成13年度 地方交付税制度解説(補)	(財)地方財務協会
行政機構図 2002年版	(財)行政管理研究センター
地方財政要覧 平成13年12月	(財)地方財務協会
平成11年度 社会教育調査報告書	文部科学省
社会生活統計指標 2002	総務省統計局
統計でみる県のすがた 2001	総務省統計局
平成12年度 地方公営企業決算概況	三重県地域振興部市町村課
オランダモデル	長坂寿久
ケースディ 子ども買春と国外犯処罰法	ジエミー・シーブルック
人身売買と受入大国ニッポン	京都YMCA・APT
経済新語辞典 2002年版	日本経済新聞社
アジアの多文化社会と国民国家	西川長夫 他
多文化主義・他言語主義の現在	西川長夫
カルチュラルスタディーズ入門	グレアム・ターナー
マルチカルチュラリズム	チャールズ・テイラー 他
心身障害辞典	石部元雄
東大で上野千鶴子にケンカを学ぶ	遥 洋子
1940年体制	野口悠紀雄
第三世界の農村開発	ロバート・フェンバース
日本の階層システム1 近代化と社会階層	原 純輔
" 2 公平感と政治意識	海野道郎
" 3 戦後日本の教育社会	近藤博之
" 4 ジェンダー・市場・家族	盛山和夫
" 5 社会階層のポストモダン	今田高俊
" 6 階層社会から新しい市民社会へ	高坂健次
アメリカの都市危機と「アンダークラス」	トマス・J・スグル
世界経済の成長史 1820年～1992年	アングス・マティソ
大学における障害学生支援のあり方	日本障害者高等教育支援センター 問題研究会
Q&Aで学ぶ 女性差別撤廃条約と選択議定書	米田眞澄・堀口悦子
21世紀の女性政策と男女共同参画社会基本法	大沢真理 他
研究者のための国際学会プレゼンテーション	久保田浪之介
科学者のための英文手紙の書き方	黒木登志夫 / F・ハンター・藤田
英語口頭発表のすべて	中村輝太郎
消費者六法 2001年版	甲斐道太郎・清水誠
介護保険六法 平成14年版	介護保険法規研究会
伊和中辞典 第2法	池田 廉 他
朝鮮語辞典	小学館 / 韓国・金星出版社
日朝漢字辞典	李 基昌
和伊中辞典	西川一郎
岩波イスラーム辞典	大塚和夫
21世紀の日本、アジア、世界	日本国際政治学会
都市機能の高度化と地域対応	高橋英博 他
分権改革の新展開に向けて	東京市政調査会
最適都市規模と市町村合併	吉村 弘
欧州統合と社会保障	岡 伸一

新潟水俣病問題の受容と克服	堀田恭子
大政翼賛会	ゴートン・M・ハーク
昭和・平成家族史年表 1926～2000	下川 耿史
キャリア出産という選択	大橋由香子 & プロジェクト Y
二十一世紀に向けた三重の被爆者の伝言集	三重県原爆被災者の会
2002年版 世界軍事情勢	(財)史料調査会
少子社会の子育て支援	国立社会保障・人口問題研究所
家族政策としての生活保護	牧園清子
四日市公害	吉田克己
アジア国際通商秩序と近代日本	籠谷直人
世界の社会福祉年鑑 2001	仲村優一 他
ロングマン現代英英辞典 第3版	池上嘉彦
ステッドマン医学大事典 改訂第5版	中尾俊治
外国人の法律相談チェックマニュアル	奥田安弘・柳川昭二
子どもの権利かがやく明日へ	岐阜県「管理主義教育」調査研究委員会
宗教年鑑 平成13年版	文化庁
ブリタニカ国際大百科事典	デール・ホバーク
日本近現代人名辞典	臼井勝美 他
市税概要 平成13年度版	津市財務部課税課
津市統計書 平成13年版	津市市長公室広報情報課
平成13年度 地域研究所年報 第24号	旭川大学地域研究所
平成12年度 市町村財政の概要	三重県地域振興部市町村課
「市町村合併を考える」シンポジウム開催結果報告書	市町村合併シンポジウム実行委員会
平成12年度 市町村財政の概要(団体別個表)	三重県地域振興部市町村課
平成11年度 地方公営企業決算概況	三重県地域振興部市町村課
人権・同和教育センター Report 第10号	三重県人権・同和教育センター
人権・同和教育センター Report 第11号	三重県人権・同和教育センター
人権・同和教育センター Report 第12号	三重県人権・同和教育センター
勤労者雇用労働環境調査事業 調査研究報告書 2002年3月	(財)三重地方自治労働文化センター
平成14年版 地方財政白書	総務省
中小企業白書 2002年版	中小企業庁
平成14年版 環境白書	環境省
平成13年版 国民生活白書	内閣府
2002年版 ジェトロ投資白書	日本貿易振興会
平成13年版 女性労働白書 - 働く女性の実情 -	厚生労働省雇用均等・児童家庭局
平成13年度 国土交通白書	国土交通省
社会保障統計年報 平成12・13年版	国立社会保障人口問題研究所
統計でみる県のすがた 2002	総務省統計局
経済要覧 平成14年版	内閣府経済社会総合研究所
21世紀施策要覧 2002年版	月刊同友社
平成13年度 国民生活選好度調査	内閣府国民生活局
平成13年版 地方債統計年報 第23号	(財)地方債協会
行政投資 平成13年	地域政策研究会
類似団体別市町村財政指数表 平成14年3月	地方財政調査会
平成12年度 市町村別決算状況調	地方財政調査研究会
公共施設状況調 平成13年版	地方財政調査研究会
2001年 地域保険医療基礎統計	厚生労働省大臣官房統計情報部
過疎対策データブック	過疎対策研究会
厚生統計要覧 平成12年度	厚生労働省大臣官房統計情報部

厚生統計要覧 平成13年度	厚生労働省大臣官房統計情報部
公務員白書 平成13年版	人事院
平成14年版 科学技術白書	文部科学省
情報化白書 2002	(財)日本情報処理開発協会
家計調査年報 平成13年	総務省統計局
建築基本法令通達集(三重県)2	国土交通省住宅局建築指導課 三重県県土整備建築チーム
しのびよる財政破綻	重森 暁・都市財政研究会
ハ・ラソットと自治体予算改革	安達智則
まちづくり政策論入門	山崎丈夫
「電子自治体」が暮らしと自治をこう変える	黒田 充
地域・自治体運動のためのインターネット入門	黒田 充
地域と住民 第20号	市立名寄短期大学道北地域研究所
写真婚の妻たち -カナダ移民の女性史-	真壁知子
排日移民法と日米関係	簗原俊洋
明治・大正・昭和・平成 事件犯罪大事典	事件・犯罪研究会/村野 薫
市町村合併と情報システム	(株)日立製作所 前田みゆき 小松崎秀行 榎本敦史
国・地方自治体の非常勤職員 -制度・実態とその課題-	早川征一郎
資料で読む転換期の生涯学習	高岡信也
現代世界の生涯学習	新海英行・牧野 篤
生涯学習の新しいステージを拓く 1.生涯学習を拓く	白石克己・廣瀬隆人
生涯学習の新しいステージを拓く 2.学校と地域でつくる学びの未来	白石克己・佐藤晴雄・田中雅文
生涯学習の新しいステージを拓く 3.クリエイティブな学習空間をつくる	白石克己・廣瀬隆人・稲葉 隆 佐藤晴雄
生涯学習の新しいステージを拓く 4.学習プログラムの革新 -学習者がつくる学びの世界-	白石克己・金藤ふゆ子・廣瀬隆人
生涯学習の新しいステージを拓く 5.「民」が広げる学習世界	白石克己・田中雅文・廣瀬隆人
生涯学習の新しいステージを拓く 6.ITで広がる学びの世界	白石克己・廣瀬敏夫・金藤ふゆ子
人間の発達と生涯学習の課題	小口忠彦
教育老年学の構想	堀 薫夫
生と死の生涯学習	宮脇陽三・城ヶ崎初子
生きがいある長寿社会・学びあう生涯学習	香川正弘・佐藤隆三・伊原正躬 荻生和成
生涯学習と人間の発達	清水文朗

#### 編集後記

『地研通信』今年度第一号をお届けします。研究テーマのラインナップを通覧すると、移民労働者問題、生涯学習、保育、環境、経済分析、人口史、中小企業、健康と栄養、市街地活性化、福祉と様々であり、地域社会が抱え込む問題に多面的に切り込もうとする当研究室の意気込みの現れであろうと自負するところです。立石奨励研究員の課題はただいま最もホットなテーマの一つであって、住民の一人として、さらには公立大学に働く者として、私たちにとっても無視できぬ問題です。県下で進行しつつある事態について正確な分析と納得のいく評価がなされることが期待されます。

本号後半部に掲載されているのは尾崎室長によるブラジルでのシンポジウム参加の報告です。急速に進展する地域社会の多国籍化・多民族化に対処する上で避けては通れない論点が多く提示された、読みごたえのあるレポートとなっております。読者諸賢のご意見をお待ちしています。(南)